

2021年5月14日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の第19期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」(第204回国会内閣提出法案第23号)が成立した場合、上場会社において、定款に定めることにより、株主の皆さまの利益の確保への配慮等を踏まえて定められる一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となります。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会(種類株主総会を含む)を開催できるよう、定款を変更しようとするものであります。

本議案が承認可決された場合、当社が改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として、定款の変更の効力が生じるものとします。

なお、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」に関する国会での審議状況等を踏まえ、本議案の付議に支障が見込まれると当社が判断する場合、本議案は撤回するものとします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2021年6月29日(予定)

以 上

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(種類株主総会) 第29条 第24条第2項、第25条、第26条及び第28条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p><u>(場所の定めのない株主総会)</u> <u>第24条の2</u> 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>(種類株主総会) 第29条 第24条第2項、<u>第24条の2</u>、第25条、第26条及び第28条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>